

監査対象： 県立特別養護老人ホームの管理運営について
 明風園（県直営） 高風園・菱風園（群馬県社会福祉事業団に管理委託）

監 査 結 果	改 善 措 置
第 2 監査結果 < 指摘事項 > 1 契約事務手続きについて 競争入札の不適用理由及び見積合せの省略理由の明示が、書類上なされていない事項が認められた。（高風園・菱風園）	競争入札を実施せず随意契約としたもの及び随意契約において見積合せを省略したのものについては、その理由を書類上明示するよう徹底した。
2 会計事務について (1) 請求漏れについて 介護保険への請求漏れの事項が認められた。（菱風園）	保険請求事務担当者の作成した保険請求について、複数の職員による事前の内部チェックを徹底することで、請求漏れの防止に万全を期している。
(2) 資本的支出と修繕費について 会計上、資本的支出（固定資産）とすべきものが修繕費とされている事項が認められた。（高風園・菱風園）	資本的支出については、平成15年度支出から県直営事業として実施することとした。

意 見	改 善 措 置
第 3 意見 1 競争入札について (1) 指名競争入札における指名業者の固定化 指名業者選定時における検討対象業者の拡大や指名業者の適切な入替の実施等を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。（3園共通）	出納局の「物件等契約資格者名簿」や他施設の指名業者を参考として新たな指名業者を把握し、指名業者の多様化を図るとともに、必要に応じ「指名業者選定委員会」を施設に設置し、合理的かつ適正な指名競争入札の執行を行う。
(2) 同一業者との継続的な契約 同一業者の落札が継続する要因を分析し、指名競争入札の実施において競争原理が十分に機能するよう対策を講じるべきである。（3園共通）	指名業者の多様化を図ることで、競争原理を通じた公正な価格形成という入札本来の機能が発揮されるよう努める。
(3) 予定価格積算の妥当性 予定価格の積算においては十分な情報を入手したうえで、工夫して合理的な方法を確立すべきである。（3園共通）	他施設の契約状況や、新聞報道、インターネットなどにより情報収集を行うとともに、「指名業者選定委員会」において合理的な積算方法を検討している。
2 随意契約について (1) 見積合せを実施していない随意契約（いわゆる1者随意契約） 経理規程細則に定める例外を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。（3園共通）	新たな委託業者に関する情報収集により、適正な見積合せができるよう努める。

意見	改善措置
(2) 同一業者との継続的な契約 同一業者と同一の契約価格で推移するケースが多く見受けられる。(3園共通)	新たな指名業者の把握に努め、指名業者の多様化を図り、公正の確保を図る。
(3) 食材関係支出の適正化 食材購入については、より細かい品目での見積合せが必要である。(3園共通)	見積合せを実施する品目を増やすとともに、生鮮食料品など見積合せが困難な材料についても納入業者の数を増やした。
3 契約事務管理について 契約事務及びその他の事務に関し、管理手法をレベルアップする必要がある。(3園共通)	ケアレスミスの防止と効率的な事務の実施のため、前年度対比の契約業務一覧表を作成し、内容等のチェックが容易に行えるよう改善した。
4 県立特別養護老人ホームの効率的な運営について 県立特別養護老人ホームは民間の同様施設に比し、経営的な観点から見ると非効率な運営となっており、抜本的な改革を要する。	社会福祉事業団において、人件費比率の引き下げ、退職・修繕引当金の計上及び多角的事業の実施等による自主的自立経営を目指すため、新給料表及び新職制等の制定作業を進めており、平成17年度から段階的に実施する。 また、群馬県立特別養護老人ホーム連絡会議で、県立特別養護老人ホームのあり方などを検討しており、明風園については、痴呆性高齢者などの処遇困難者を広域的に受入れるなどの対応や、利用者の処遇向上、介護実習・普及センターとして、一般県民の方や県内民間施設職員を対象とした介護研修、介護現場を活用した痴呆高齢者介護研修等をさらに充実させていくことで、県立施設として先導的・先進的なモデル施設としての使命を持って存在意義を高めていく。
5 高風園及び菱風園の管理運営について (1) 人事制度について イ 目的にあった人事制度の確立 事業目的に適合した合理的な人事制度の確立が急務である。	社会福祉事業団内に経営改革委員会作業部会において、新職制の制定等の検討を進めており、検討結果を受けて改善する。
ウ 事業別コスト管理の徹底及び事務の集中化の必要性 人件費等配賦計算の必要性のほか、デ・タ様式等の標準化により、事務集中を図るべきである。	職員人件費の配賦計算及び様式等の標準化については、昨年度社会福祉事業団内部に設置した「会計事項検討委員会」(各所属の経理担当者で組織)で具体的に検討し、平成17年度以降の予算執行に反映させる。
(2) 施設の老朽化について 高風園及び菱風園の施設老朽化の対策に関しては、中期的なビジョンに基づき、設置場所の再検討や施設そのものの民間移管を含めて、抜本的に検討する必要がある。	特養2園の民間移管を検討する中で、老朽施設の改築等について具体的な検討を行う。
6 明風園のあり方について 群馬県直営の特別養護老人ホームである明風園は、県が事業を実施する意義を明確にしたうえで、そのあり方について再検討する必要がある。	明風園については、先導的・先進的なモデル施設として、民間施設では果たし得ない県立施設としての使命を持って存在意義を高めていきたい。 その実施事業については、県の事業診断書により、事業目的、事業計画、事業実績の他、当初予算額、補正額、決算額などの収支状況についても公表している。 また、ホームページにより、他施設の参考となるよ

意見	改善措置
	<p>う痴呆高齢者介護マニュアル、口腔ケアなどの介護現場での実践成果についても公表しており、今後も必要なものについては積極的に情報開示していく。</p> <p>なお、収支状況については、ここ数年間、毎年改善されている。職員給与及び労働条件については、人事委員会勧告に基づき決定しているが、利用者に対する介護サービスの質の低下を生じない範囲での外部委託の導入、嘱託職員・臨時職員の活用等を図っていく。</p>

監査対象： 関連する次の出資団体の管理運営について

< 1 > 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>第 2 監査結果 < 指摘事項 ></p> <p>1 契約事務について 事業団経理規程細則に規定される見積合せを行わずに随意契約が行われた事項が認められた。</p>	<p>経理規程細則に規定する300千円を超えるものはもちろんのこと、超えないものについてもできる限り三者以上の見積合せを実施するよう改善した。</p>
<p>2 備品等の現物管理について 群馬県社会福祉事業団の管理運営する施設における備品等の現物管理は改善を要する。</p>	<p>備品管理台帳の整備と年2回の現物確認を行い、併せて利用不能物品の除却処分を適時実施するよう改善した。</p>
<p>3 会計事務について (1) 収入事務について 身体障害者リハビリテーションセンターに設置されている自動販売機設置に関する手数料収入が、同センター自治会の収入となっている。</p>	<p>平成16年3月24日付けで当該箇所の県有財産使用許可承認をし、電気料負担分について県の定める基準により算定した金額を県で収受することに改めた。</p>
<p>(2) 医業収益の期間帰属について 身体障害者リハビリテーションセンター附属診療所における医業収益の期間帰属等に誤りがある。</p>	<p>平成15年度決算から、3月分医業収益を当年度の収入に計上する決算処理を行った。</p>
<p>(3) 消費税について ア 消費税の期末の算定について 平成15年3月期決算における消費税等の未払額が確定申告額に比し計上不足となっている。</p>	<p>平成15年度決算で当該未払納付額の未払金計上を行った。</p>
<p>イ 法人内の取引の取扱いについて 内部売上は課税売上に該当しないにもかかわらず納税している。</p>	<p>平成15年度の確定消費税の基礎額から内部売上の分を調整控除した。また、前年度過払分は更正請求により還付を受けた。</p>
<p>(4) 資産と費用の区分経理について 会計上、資本的支出(固定資産)とすべきものが修繕費とされている事例がある。</p>	<p>資本的支出については、平成15年度支出から県直営事業として実施することとした。</p>
<p>(5) 現金の取扱いについて 群馬県社会福祉事業団の会計において現金出納の会計記録がなされていない。</p>	<p>現金の状況を反映するために、監査日以降各会計において「現金」勘定を使用して、金融機関預入までの間の経理処理を行うよう改善した。なお、ゆうあいプールの公衆電話については、3月末日に現金を回収して決算に計上することとした。</p>
意 見	改 善 措 置
<p>第 3 意見</p> <p>1 入札事務について 競争入札の実施に当たっては、単に規程準拠性のみを求めるのではなく、</p>	<p>競争原理確保の観点から、できる限り入札執行に努め、費用効果が認められる場合に限り、随意契約も可とするよう改善した。規程上、入札を実施すべき場合</p>

意見	改善措置
競争原理を確保し、最小の経費で最大の効果を上げるために更なる改善を行うべきである。	で例外的に競争入札を実施しない場合は、その理由を書類上に明示するよう徹底した。 また、業者間の競争により公正な価格形成を図る入札の本来の機能を有効に発揮するため、高風園・菱風園などの施設に「指名業者選定委員会」を設け、選定業者の多様化を図るよう改善を行った。
2 随意契約について 随意契約の締結に当たっては、単に規程準拠性を求めるのではなく、随意契約による契約事務が行政の効率性を損ねることのないよう、十分に配慮すべきである。	経理規程細則に規定する予定価格以上の契約はもちろんのこと、それ以下のものについても原則として3者以上の見積合せを実施するよう改善した。 さらに、ゆうあいピック記念温水プールでは、前年度に随意契約であった3件について競争入札を実施し、コストの削減につながった。
3 契約事務：その他 (1) 修繕の年度末集中について 施設の修繕が年度末に集中して行われているが、計画的に実施すべきである。	平成16年度から、要補修箇所及び要修理物品の抽出をあらかじめ行い、優先順位を付した上で、計画的な執行に努めるよう徹底した。
(2) 請求書の日付について 支払先から受取る請求書の日付に疑問がある事項が認められた。	社会福祉総合センター・身体障害者リハビリテーションセンターなどの施設での日付印押印等は厳に禁止するとともに、請求日を必ず記入するよう業者への指導を徹底した。 また、検収行為は業者の適正な給付の履行を確認するために極めて重要な行為であることを再確認の上、納品検査の確実な実施とその記録の記載に遺漏がないよう徹底した。
4 棚卸資産の管理について 群馬県社会福祉事業団が管理運営する施設における棚卸資産の管理は改善を要する。 リハビリテーションセンター授産事業特別会計 経理規程により、原材料は品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しておくよう定められているが、受払管理が行われていなかった。 リハビリテーションセンター附属診療所会計 経理規程により、診療所の薬品は受払帳を備え、異動及び残高を把握しておくよう定められているが、受払管理が行われていなかった。 義肢製作所 義肢製作所における材料・部品について受払管理が行われていなかった。期末棚卸も実施されず、貯蔵品・原材料の計上もされていない。	経理規程に規定する棚卸資産の受払いは、規定の品目に従って実施するよう平成15年度から改善した。 また、毎会計年度末における棚卸資産の実施棚卸について規定している経理規程第39条第2項を遵守し、年度末に棚卸資産の実施棚卸を行うよう平成16年度から改善した。
5 会計事務及びその他の事項について (1) 会計事務について 群馬県社会福祉事業団の会計処理については改善すべき点が多い。 リハビリテーションセンター授産施設	具体的に指摘された事項について、平成15年度から次のとおり改善した。 適正な執行区分に基づいた予算措置及び会計処理を徹底した。

意見	改善措置
<p>所内外壁塗装工事について、リハビリテーションセンター授産施設の塗装が行われていないにもかかわらず、授産施設会計の修繕費として処理されていた。当該支出については、塗装に関するそれぞれの施設会計において予算措置し、執行すべきである。</p>	
<p>リハビリテーションセンター授産施設 リハビリテーションセンター授産施設職員の給食費自己負担分が、事業収入である利用料収入に計上されているが、当該自己負担分は、実施する事業からの収入ではないため、雑収入に計上すべきである。</p>	<p>施設職員の給食費自己負担分の受入については、雑収入計上に改善済である。</p>
<p>リハビリテーションセンター授産事業特別会計 売店部門における商品が売価で評価され資産に計上されているが、棚卸資産は原価で評価されるべきである。</p>	<p>商品の資産計上は、仕入原価による資産計上に改善した。</p>
<p>リハビリテーションセンター授産事業特別会計 売店の商品に係る期末棚卸高が収入の部に設定されているが、期首棚卸高には科目そのものが設定されておらず、当該金額は材料費の控除として会計処理されている。会計原則に従った科目体系の見直しが必要である。</p>	<p>勘定科目に期首棚卸高を追加するための経理規程の一部改正を行った。</p>
<p>リハビリテーションセンター附属診療所会計 診療所で使用する診療報酬ソフトウェアが、授産施設会計、療護施設会計、更生施設会計の資産として計上されているが、当該ソフトウェアを利用するのは診療所のみであり、診療所会計で資産計上すべきである。</p>	<p>会計ごとの資産計上が適正に行われるよう徹底した。</p>
<p>聴覚障害者コミュニケーションプラザ 年度末における未使用切手339千円分が資産として計上されていない。年度末における未使用切手残高は収支計算書の通信運搬費から減額し、貯蔵品として計上する必要がある。</p>	<p>未使用の切手残高は貯蔵品に計上済である。</p>
<p>義肢製作所 平成13年度決算において計上されていた事業団本部事務局に対</p>	<p>未収金の繰越は、実際の資金移動による年度内清算を行った。</p>

意見	改善措置
<p>する未収金351千円が、本部事務局の送金忘れのため、平成14年度決算においても計上されていた。事業団内部の債権債務は決算時には清算されるべきである。</p>	
<p>ふれあいスポーツプラザボランティアへの謝礼に使用する図書券の未渡し分が資産として計上されていない。未渡しの図書券は、貯蔵品として資産計上すべきである。また、図書券の実査において、保管簿への記帳漏れのため、実際の枚数と保管簿上の枚数が異なっていた。</p>	<p>図書券については払出簿による管理を徹底した。また、未使用分が年度末に生じた場合には、決算において貯蔵品計上を行うよう改善する。</p>
<p>(2) 固定資産取得に関する予算措置の区分について 群馬県社会福祉事業団に管理運営が委託されている福祉施設における固定資産の取得に関する予算措置の区分を明確にすべきである。</p>	<p>資本的支出については、平成15年度支出から県直営事業として実施することとした。</p>
<p>6 退職給与について 社会福祉事業団職員の退職金についての会計処理、財源について明確にする必要がある。</p>	<p>平成16年度当初予算から、退職金県費補助金額は該当職員の所属する施設の当該予算(収入・支出)に計上済である。また、年度末引当額の各所属配分については、年度末に計上したい。 長期勤続者等に係る退職金支給乗率は平成15年度より、段階的な引き下げを実施している。また、退職金県費補助金は平成17年度限りで廃止することとしている。 全国社会福祉事業団協議会年金共済については、加入メリットも十分に考えられるため、全事協で行う年金数理計算に基づく最終報告(16年度末に発表予定)を受けて対応する。</p>
<p>7 社会福祉事業団の経営管理体制について 群馬県社会福祉事業団は独立した法人としての経営管理体制を構築すべきである。</p>	<p>平成18年4月に導入される指定管理者制度の受け入れ体制確立に向けて、理事会や本部機能の強化、人事運用の自立化など、具体的に指摘を受けた事項を含め、社会福祉事業団内部に設置した経営改革委員会で検討しており、実施可能なものから順次導入していく。</p>
<p>8 県立身体障害者リハビリテーションセンターの今後のあり方について リハビリテーションセンターの今後のあり方については、再検討のうえ、方針を決定する必要がある。</p>	<p>リハビリテーションセンターについては、障害者施策をめぐる「施設から地域へ」という流れの中にあっても、地域社会への復帰促進という面で、今後も必要なものと考えており、平成18年度から指定管理者制度に移行して運営していくこととしている。 施設については老朽化は進んでいるが、計画的に改修をしており、今後も必要に応じて改修等を実施していくこととしている。</p>
<p>9 義肢製作所のあり方について 群馬県義肢製作所は県が設置する必要性を検討したうえで、そのあり方を再検討すべきである。</p>	<p>県立義肢製作所では、主として、民間の補装具業者では手がけない非採算性分野の業務を扱っており、今後も引き続き、こうした分野で、県としてサ・ビス提供を行う必要はあると考えている。 平成18年度からは指定管理者制度に移行することとしており、県立としての役割等も踏まえたうえで、</p>

意見	改善措置
	運営の効率化を図るとともに、実施業務も決定していくこととしている。

< 2 > 財団法人群馬県長寿社会づくり財団

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>第2 監査結果 < 指摘事項 ></p> <p>1 会計事務について (1) 預り金の事務処理 全国健康福祉祭選手派遣事業における参加者負担分の現金受払いは、財団が参加者から参加費用を現金で受領した以上、財団の会計に記録されるべきである。</p>	<p>全国健康福祉祭選手派遣事業における参加者負担分の現金受払いは、参加者から郵便振替での払込によることを基本とし、日々記帳し、毎日残高管理するよう改めた。</p>
<p>(2) シルバー人材センター連合事業の記帳事務 シルバー人材センターの会費収入を1ヶ月分まとめて一度に記帳しているが、日々記帳し、毎日残高管理すべきである。</p>	<p>シルバー人材センターの会費収入については、日々記帳し、毎日残高管理するよう改めた。</p>
<p>(3) 高齢者総合相談センターにおける報酬に係る源泉所得税の控除 源泉所得税は報酬からだけでなく、日当、旅費の総額から源泉徴収すべきである。</p>	<p>源泉所得税を報酬からだけでなく、旅費も含めた総額から源泉徴収するよう改めた。</p>
<p>(4) ぐんま新世紀塾地域講座の受講者負担金の徴収方法 口座・郵便振込み方式とし、領収証を発行するべきである。</p>	<p>受講者負担金の徴収方法を郵便振替での払込によることを基本とし、日々記帳し、毎日残高管理するよう改めた。</p>

意 見	改 善 措 置
<p>第3 意見</p> <p>1 契約事務について 長寿社会づくり財団の契約事務を中心とする事務処理には、不完全な部分が多く改善を要する。 (1) 高齢者総合相談センター相談員との契約 高齢者総合相談センター相談員との契約では、依頼業務内容及び報酬金額が書類上残るようすべきである。</p>	<p>高齢者総合相談センター相談員への依頼文書に、依頼業務の内容、時間、報酬金額等を具体的に記載するよう改めた。</p>
<p>(2) 県内のシルバー人材センターへの独自事業促進事業補助金 県内のシルバー人材センターへの独自事業促進事業補助金の交付にあたっては、見積書等具体的な資料の取り付けを義務づけるべきである。</p>	<p>シルバー人材センターへの補助金の交付に当たっては、補助対象経費の積算基礎を記載させることによりチェックを行っている。</p>
<p>(3) シルバー人材センター連合会費収入運営経費の積算根拠 シルバー人材センター連合会費について、会費でカバーすべき金額を</p>	<p>シルバー人材センター連合会の会費については、市町村合併を踏まえた会費の見直しに合わせて、運営費と比較しての所要額の積算等を行うこととしている。</p>

意見	改善措置
検討するとともに、会費価額の根拠を明確にすべきである。	
(4) シルバー人材センター連合会における契約事務 新聞各紙への就業支援広告の掲載にあたり、掲載紙の選択経緯についての説明がない。	新聞広告契約については、原則として、販売部数の多い順に予算の範囲内で選定しているところであり、実施伺いに掲載紙選択の経緯等記載するよう改善する。
(5) ぐんま新世紀塾事業委託契約書の契約期間 ぐんま新世紀塾事業委託契約書の契約期間が平成14年5月1日から平成15年3月31日までとなっており、事業実施期間とずれている。また、県との役割分担が不明確なので契約書上で役割分担をより明確にすべきである。	ぐんま新世紀塾事業委託契約書の契約期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとした。また、県との役割分担については、契約書に別紙「ぐんま新世紀塾の運営について」で明確に記載した。
(6) シニアワークプログラム協力金支出の誤送金 二つの団体に対して支払われるべき協力金が、そのうちの1つの団体に間違えて送金されており、入出金時の事務処理を、基本どおり実施すべきである。	入出金時の事務処理については、事業担当者が支出伝票の起票も行うことにより、事業の執行に併せた予算の管理を行うとともに、入出金時の会計伝票等を担当課及び総務課の双方でチェックするよう改めた。
2 事業の再委託契約について 財団法人群馬県スポーツ振興事業団に対する事業委託契約のあり方は改善を要する。	前払金は必要性を考慮し、必要な時期に行うこととし、完了検査及び精算については事業完了後速やかに行うよう改善する。
4 組織について 長寿社会づくり財団は行う事業に適合した効率的な組織体制をとるべきである。	平成17年度に組織体制・組織運営の改正を行うこととしている。

監査結果	改善措置
<p>第2 監査結果 <指摘事項></p> <p>1 物品管理について 物品管理について、現物と帳簿とを照合したところ次の事項が認められた。 (1) 重要物品(100万円以上、24件、取得価額58,204千円)について 実査 主要物品について現物照合を行い、現品の数及び使用可能性について確認する必要がある。</p>	<p>重要物品について、現物照合を実施し、現品の数、使用状況を調査し、修理不可能なものについては廃棄処分を行った。</p>
<p>(2) 使用頻度が低いと思われる重要物品の例 使用頻度が低いと思われる重要物品、使用する可能性のないものは廃棄処分すべきである。 ・ハートレイトアナライザー ・呼気ガスモニター ・ワールブルグ検圧装置</p>	<p>購入後、多年経過し、故障等により修理不可能であったので廃棄処分を行った。 ・ハートレイトアナライザー 16.3.30処分 老朽化・故障(修理不能) ・呼気ガスモニター 16.3.30処分 老朽化・故障(修理不能) ・ワールブルグ検圧装置 16.3.30処分 老朽化・故障(修理不能)</p>
<p>(3) 現物照合の結果、不明であったもの ・温室加湿自動灌水装置(温室)) ・OAセンターパソコン一式 ・ビデオブース装置(LL教室)</p>	<p>現物と照合し、適正管理することとした。 ・廃棄処理済のため台帳から削除(温室加湿自動灌水装置) ・現物を確認済、使用中(OAセンターパソコン一式) ・現物を確認済、使用中(ビデオブース装置)</p>

意見	改善措置
<p>第3 意見</p> <p>1 契約事務について 指名競争入札及び随意契約の事務執行について、指名業者の選定方法、同一業者との継続契約あるいは1者随意契約等に改善すべき事項が認められた。 (1) 指名競争入札における指名業者の選定方法について 合理的理由がない限り、指名業者の固定化は避けるべきである。 (2) 同一業者の継続契約について 同一業者との継続契約については、合理的な理由の開示及びその原因を十分考慮し、公正な価格の確保という観点から見直す。 (3) 1者随意契約について 1者指名の取扱いについて厳密に行うよう改善する必要がある。</p>	<p>合理的理由がない限り、指名業者の固定化、同一業者との継続的契約については避けることとする。 また、1者指名の随意契約については、厳密に取り扱うこととする。</p>
<p>(4) 1者選定理由に合理性のないものについて ア 電気冷暖房設備運転管理等業務委託</p>	<p>意見を踏まえ、指名競争入札に改めた。</p>

意見	改善措置
<p>1 者指名の随意契約理由が容認されない恐れもあるので、競争入札方式に変更すべきである。</p>	
<p>イ 空調機点検業務委託 随契理由に緊急性が認められないと思うので3者以上の見積合せとするべきである。</p>	<p>1 者指名の随意契約については、厳密に取り扱うこととする。</p>
<p>2 図書の管理について (1) 図書の継続購入資料の再検討について 予算に占める継続購入図書のウェイトが高まっているので、現状の必要性について再度検討を要する。</p>	<p>図書館電算システムの中の継続図書調査業務を活用して、毎年度ごとに附属図書館運営委員会にて継続購入図書を検討確認することとする。</p>
<p>(2) 国庫補助対象図書の購入継続の見直しについて 国庫補助対象の図書購入費は3分の2が自己負担であり、一般図書購入予算枠が大幅に削減されているため補助金を前提としての図書選定の考え方を見直す必要がある。</p>	<p>平成16年度の図書購入予算状況がさらに厳しいものになることが予想されたため、国庫補助対象図書の購入を中止することとした。</p>
<p>(3) 研究室予算で購入された図書の管理状況について 研究室図書について、図書館図書における現物管理に準拠する手続きを適用する必要がある。</p>	<p>図書館電算システムによるデータ管理のほか、棚卸を実施することにより、図書館図書に準拠した現物管理をすることとする。</p>
<p>(4) 未返却図書への対応について 未返却図書の適切な把握を行い、教員に対して適切な対応ができるよう検討すべきである。</p>	<p>教員への督促は、年1回督促を行っているが、これを6ヶ月ごとに実施することとした。</p>
<p>(5) 図書の定期的な棚卸について 定期的な循環棚卸等の制度化を検討すべきである。</p>	<p>夏季及び春季休業期間を利用して、範囲を限定した蔵書点検を継続的に実施することとする。</p>
<p>3 会計事務及びその他の事項について (1) 入学金・授業料等(納付金)未入金その督促手続きについて 下記の観点から詳細にマニュアル化を進めることが必要。 県民の債権の保全を図る。 回収可能性のない債権に対して無駄な手間をかけることなく客観的に見切りをつける。 督促方法が属人ベースになることを防止する。</p>	<p>授業料未納者の対応に関するフローチャートを改定し、事務局内で緊密な連携を図りつつ該当学生の指導を行うこととした。</p>
<p>(2) その他の事項について 薬品の管理方法、修繕計画について ア 劇物薬品の保管について 劇薬の管理体制を検討しておく必要がある。</p>	<p>使用不可能な薬品保管庫は廃棄処分し、薬品類は全て鍵のかかる保管庫に保管することとし、劇薬については台帳を作成、定期的に在庫を確認することとする。</p>

意見	改善措置
<p>イ 自主的な施設修繕計画について 開学20年を経過し、今後大がかりな施設の修繕が予想されるので、修繕の時期・予算等に関する具体的な計画が必要と思われる。</p>	<p>県の関係各課（総務課、財政課、管財課、建築住宅課等）と協議しながら、修繕計画を検討する。</p>
<p>4 教育研究について 教員研究費については取扱規程等を整備運用する必要がある、また、特定研究費について要綱が定められているのでその活用を図るべきである。 (2) 教員研究費の取扱規程について イ 教員研究費の取扱いについて 教員研究費について、要綱、規程がなく、各種報告書等の定めがないため、教員の報告書、レポート等求められていない。他県では取扱規程が存在し各種報告が義務づけられている。早急に改善すべきである。 報告書の提出後第三者評価を受けるようなシステム作りを行うことが必要であり、その評価によって研究費を配分するような制度を導入すべきである。</p>	<p>教員研究費については、規程等を整備し適切な取扱いを図る。 現在、大学の自己点検・評価に係る体制づくりを検討していることもあり、教員の研究成果に係る評価体制の将来的なあり方についても検討する。</p>
<p>(3) 特定研究費に関する要綱の運用について イ 特定研究費の運用について 特定研究費の成果の発表、公表、報告書の提出がなく、また、評価の手続きが行われていないので改善する必要がある。</p>	<p>採択された研究について、研究終了時（年度終了時まで）に研究実績報告書の提出を求めることとした。 現在、大学の自己点検・評価に係る体制づくりを検討していることもあり、教員の研究成果に係る評価体制の将来的なあり方についても検討する。</p>
<p>5 県立女子大学のあり方について (1) 現状分析 ア 教育 教員が担当している講義数は平均週4.6コマ（英会話・美学等の実技系7～12コマ）であり1日あたり担当講義数は1コマ以下である。</p>	<p>平成16年度は原則、最低5コマ以上となっている。</p>
<p>イ 研究 教員の執筆活動の状況は1人あたり年間2程度であり、学内では各教員の執務実績を把握し、評価する仕組みを有していない。その成果を測定し各教員の研究面での取り組みを評価する仕組みを確立すべきである。</p>	<p>教員の研究評価については、平成16年度から義務化された認証評価制度の導入体制づくりの中で検討する。</p>
<p>ウ 地域貢献 平成11年の県議会による「県立女子大学改革意見書」による併設された外国語教育研究所は、新設される国際コミュニケーション</p>	<p>外国語教育研究所は、今年度策定予定の県民英語能力向上の新提言も踏まえ、新設の国際コミュニケーション学部とも連携を強化し、益々充実させていくこととする。 平成16年度から開始した公開授業の「日本のこ</p>

意見	改善措置
<p>学部を中心として、学部との連携を強化し、附属研究所として事業を充実していく必要がある。</p> <p>県により設置された大学の教職員として、一般県民や地域社会の貢献により積極的な取り組みが求められる。</p>	<p>とばと文化」「群馬のことばと文化」や「群馬学」シンポジウムなど、また従来からの公開講座や出前授業等を通じて、県立の大学としてさらに積極的に取り組むこととする。</p>
<p>エ 業務実施コスト</p> <p>専任教員及び教員人件費は、大学規模が小さいうえに様々な専攻の教員を配置せざるを得ないこと、在籍年数の長い教員が多いこと等のため、私立大学平均より高い数値を示している。</p> <p>運営に関する総経費は、私立大学平均に比較して低く、教育研究目的の直接費が極めて少ないと推論できる。</p>	<p>公立大学としての特殊性もあるが、学生経費、教育研究費など直接経費については、コスト意識の徹底を図りながら、改善に努める。</p>
<p>(2) 問題点</p> <p>行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に対する説明責任が果たされていると言えない状況であり、大学の実態や今後の県立大学のあり方に対する県の姿勢が県民にとってわかり難い状況にある。</p> <p>また、大学教員は群馬県職員としても貴重な存在であり、その人的資源の有効活用が求められる。</p>	<p>本学は開学24年目となるが、最近の急激な社会状況の変化を踏まえながら、建学の趣旨である「国際化社会に対応しうる広い教養と豊かな情操を備えた人材の育成」という観点から、また県立大学における地域貢献という立場から、さまざまな改革を進めてきている。</p> <p>公開講座、公開授業等地域貢献事業も定着してきており、一般県民に対する印象も高まっていると認識しているが、人的資源の活用については関係部局と連携してさらに進めることとする。</p> <p>説明責任については、「わかりやすさ」を踏まえて、大学案内等のパンフ類の改訂やホームページの改良等を行ったが、さらに広報関係に工夫を加え、大学の現状や研究活動の成果及び大学改革に向けた取り組みに関する情報を積極的に県民に提供することとする。</p>
<p>(3) 対策</p> <p>本学は小規模の単科大学であり、地方独立行政法人の移行が最適な手段になるとは限らないが、「公共性」「透明性」「自主性」の確保は県の設置運営大学として当然の責務である。「中期計画の策定及びディスクローズ」「教育・研究・地域貢献の分野における外部評価の実施及び結果の公表」「国立大学法人与同等レベルの財務諸表の作成及び公表」「予算編成における大学の裁量権の強化、資金使途の制限の緩和」「教職員の業績に応じた人事考課の実施」は行われるべきである。</p> <p>学長を議長とする評議会での決定を実際に執行する学内の各組織や教職員各個人の役割・責任が定義されていない。</p> <p>大学として策定された中期計画をテーマ毎にブレークダウンしたうえで各組織各教員に具体的目標及び責任として伝達活動の結果が評価される仕組みを構築すべきである。</p> <p>教育の分野では、単位互換制度以</p>	<p>また、地方独立行政法人化に関連したご指摘の事項や学内組織のあり方については、今年度から義務化された認証評価制度の導入体制づくりを検討していることもあり、それと併行して検討する。</p> <p>さらに、単位互換制度は今年度から公立3大学間で本格的に始まったところであり、引き続き効果的な方向に進めることとする。</p>

意見	改善措置
外にも県内他大学との共通講座の開設の検討・連携を深め効率的効果的な教育の実施を図るべきである。	

監査対象：群馬県立保育大学校

意見	改善措置
<p>第3 意見</p> <p>1 契約事務について 保育大学校における契約事務について、契約件数は少ないが、随意契約に関して検討すべき事項が認められる。</p>	<p>新たな委託業者に関する情報収集により、適正な見積合せができるよう努めたい。</p>
<p>2 図書の管理について 図書の現物管理については、原簿記載事項、未返還図書の管理など改善を要する事項が認められる。</p>	<p>専門家である司書が配置されていないため、通常の図書館と同様の蔵書管理は困難であるが、事務局で可能な範囲で棚卸しを行い、適正な蔵書管理に努めたい。</p>
<p>3 会計事務及びその他支出について (1) 請求書の日付について 請求書の日付は、必ず記載するよう指導すべきである。</p>	<p>請求書に日付を入れるように、機会あるごとに業者の指導を行っている。</p>
<p>(2) 一般会計と保護者会の支出の区分について 学校と保護者会の支出について区分すべき規程等はなく、どちらが負担すべきか曖昧なものが見受けられるので、一定の基準を設定すべきである。</p>	<p>保護者会は、学生に対する教育効果の向上を図るために経済的な援助等を行うことを目的としており、会費の支出内容については、定期総会等で会員の同意を得ている。保護者会の意向もあり、あらかじめ学校予算と明確に区分することは困難であるが、支出にあたってはよく調整し、執行段階で明確に区分できるよう努める。</p>
<p>4 群馬県立保育大学校のあり方について 最近、保育に関する大学及び短期大学は急増するとともに、保育大学校の保育士教育の指導的役割は薄れてきている。これに伴い就職も厳しさが見えはじめている。保育大学校のあり方について、中長期ビジョンにたった方針を定めることが緊急の課題である。</p>	<p>平成15年度から16年度にかけて民間有識者等を構成員とする「保育士資質向上検討委員会」において、保育大学校のあり方についても議論している。</p>

監査対象：群馬県立農林大学校

監査結果	改善措置
<p>第2 監査結果 <指摘事項></p> <p>1 物品管理について コーンハーベスターは、利用していないので、廃棄処理が妥当である。</p>	<p>平成16年3月22日に廃棄処理した。</p>
<p>フォーレージハーベスターは、平成15年3月に廃棄処理しているの であるから、備品台帳上も削除処理 すべきである。</p>	<p>平成15年12月15日に台帳から削除処理した。</p>
<p>椎茸の乾燥機及びこんにやく消毒 装置は、代替品を使用しているため 稼働していない。</p>	<p>椎茸の乾燥機は、装置の老朽化にともない、現在、 代替品を使用していることから、廃棄処理を行うこ ととした。 こんにやく消毒装置は、平成16年9月1日から ボルドー液薬剤の調合方法を学習する施設として積 極的に活用するよう改善した。</p>
<p>2 会計事務について (1) 直接外部販売における現金につ いて つり銭を職員個人が用意するの ではなく、学校で用意し、直販日毎に 精算すべきである。</p>	<p>平成16年8月2日から群馬県財務規則第113 条及びつり銭用現金取扱要領に基づき、つり銭を用 意し対応するよう改善した。</p>
<p>(2) 収入徴収の方法について 学生から徴収する諸経費について、 必ず納める必要のあるものと任意の ものを明確に区分する必要がある。</p>	<p>諸経費については、入学時に経費区分を明確にし た諸経費一覧表を作成し、必ず納める必要のあるも のと任意のものを明確に区分するよう改善した。</p>
<p>(3) 学校徴収金の会計処理について 規約を作成し、責任、管理、報告 体系に透明性を持たせる必要があ る。</p>	<p>後援会会計及び同窓会会計は、会則により毎年、 監査及び報告を総会で実施している。 自治会会計については、平成14年6月1日に自 治会役員に引き継いだ。 振込会計、給食会計及び生活雑費会計については、 関係者と協議し、透明性を図るため、監査を受け、 総会で報告するよう後援会会則の中に明記し、この 会則改正案を平成17年4月の後援会総会に提案す ることとした。</p>
意見	改善措置
<p>第3 意見</p> <p>1 支払契約事務について (1) 指名競争入札:(石油関係) ア 指名業者の固定化について 指名競争入札で、石油関係の指 名業者が固定化している。</p>	<p>平成16年度は、指名業者を増やして改善を 図った。今後も固定化しないよう指名業者の見直しを 図ることとした。</p>
<p>(2) 単価契約における予定価格の設定 について ビートパルプの単価契約で、予定 価格設定にあたり、慎重な対応が必</p>	<p>時価との連動性を考慮し、予定価格の設定に慎重 に対応することとした。</p>

意見	改善措置
要である。	
<p>(3) 委託契約について</p> <p>ア 同一業者継続契約について 指名競争入札、随意契約で、同一業者入札、同一業者落札・同一業者との継続的な随意契約の傾向があるので、経済性の原則の観点から、契約事務管理の改善が必要である。</p>	<p>同一業者との継続的な（指名競争・随意）契約の傾向を排除し、経済性の原則を発揮する観点から、固定的な傾向にあった入札参加業者等の一部を入れ替え契約事務管理の改善を図ることとした。</p> <p>平成16年4月7日に締結した平成16年度生物工学実験棟クリーンルーム設備保守点検業務委託契約から、前年度最高価格を付けた業者を入れ替えて業者指名を行うこととした。</p>
<p>イ 1者随意契約の見直しについて 1者随意契約が4件あるが、保安業務など検討すれば3者以上の見積合せが可能なものもある。</p>	<p>関係業者を調査の上、可能な限り平成17年4月の契約から複数の業者を指名することとした。</p>
<p>2 棚卸資産管理について</p> <p>(1) 棚卸資産管理規程等の整備・活用について 材料については、所在場所別・品目別の受払い管理、実地棚卸等の実施を織り込んだ管理規程を整備し、在庫管理や棚卸しの意義・方法など実務教育に活用していくべきである。</p>	<p>教育上の観点からも、棚卸管理の重要性を認識し、平成16年11月30日までに管理規程を整備して、棚卸管理を行うこととした。</p>
<p>(2) 農薬の扱いについて 農薬の管理は、施設だけで棚卸はしていない。特に重要性あるいは危険性の高い農薬については、数量管理をすべきである。</p>	<p>平成16年3月31日から農薬管理台帳を作成し、棚卸による数量管理を実施するよう改善した。</p>
<p>3 図書館管理について</p> <p>(1) 購入希望図書の選定手続に関する議事録について 議事録を保管すべきである。</p>	<p>平成16年度から議事録を作成し、保管することとした。</p>
<p>(2) 未返還図書の管理について 定期的に循環棚卸等を実施して、亡失図書の実態を明確にし、必要に応じて除籍処理を進めるべきである。</p>	<p>平成16年度からは年1回棚卸を行い、亡失図書については除却処理を行うこととした。また、図書当番が、図書当番記録簿を確認し、返却予定日を過ぎた図書については、その都度請求し返却させることとした。</p>
<p>4 研修館の使用状況について 研修館について、あまり利用されていないようだが、施設も老朽化しており、改修し利用率を高めるのか、売却・閉鎖・廃棄するのか、今後の運営方針を検討する必要がある。有効活用の方向を県及び周辺市町村他の関係者を含めて議論すべきである。</p>	<p>現在、県民ニーズに応えるため公開講座（食と農のふれあい講座）及び就農準備校の特別講座の会場として教室を利用しており、今後も積極的に活用することとした。</p>
<p>5 会計事務関係について</p> <p>(1) 一般会計と生活雑費会計との区分について 平成13年度ロッカーを購入した際、一般会計と生活雑費会計で負担</p>	<p>一般会計と生活雑費会計の負担区分を明確にし、対応することとした。</p>

意見	改善措置
<p>したが、その取扱いについて峻別する必要がある。</p>	
<p>(2) 修繕費・水道光熱費について 学生寮に関して生活雑費会計が負担する修繕費は限定的に定義されるべきものと思われる。水道光熱費は一般会計で負担しているが、学生も応分の負担をするよう見直す必要がある。</p>	<p>修繕費については、生活雑費会計の規約等を定めて経費の負担区分を明確にする。 水道光熱費については、教育的観点から学生の寮入所を義務づけているため、他県の大学校においても公費と私費の負担区分について、様々な考え方が示されている。今後第三者等の意見を聞きながら、農林大学校のあり方の中で検討を進めることとした。</p>
<p>6 学校徴収金の取扱いについて (1) 学校徴収金に関する歳入歳出外の会計について イ 問題点 (ア) 振込会計 帳簿残高の差異分析の必要性について 平成14年3月末帳簿残高は950千円であるが、本来の残高は海外派遣関連の600千円とその利息のみのはずであり、不一致である。 差異を分析する必要がある。</p>	<p>帳簿残高は、過去数年度にわたる繰越金と考えられる。この残高については、平成17年4月の後援会総会に諮り、その活用を審議することとした。</p>
<p>学生に対する事務サ・ビスの必要性について 学校事務局が集金の取りまとめを行っている。 寮生自ら手続きをしにくい環境にあるが、公務として実施すべき範囲の業務であるのか、再検討する必要がある。</p>	<p>交通条件等地理的環境が非常に厳しい状況ではあるが、「授業料・諸経費一覧」に掲載されている経費項目及び模擬試験代等、学生が個別支払いできるか否か検討することとした。</p>
<p>(イ) 給食会計 給食会計の規約の存在について 規約が存在せず、収入規模27,000千円に対して、繰越金残高が15年3月末で7,800千円もあり、還元方法等が定められておらず、単年度精算すべきであるが、処分できない状況にある。</p>	<p>給食会計について、監査を受け、総会で報告するよう後援会会則の中に明記し、平成17年4月の後援会総会に会則改正等の提案をして透明性を図るとともに、繰越残高については、後援会に諮り、還元方法を検討することとした。</p>
<p>欠食の場合の代金返還額決定の曖昧さについて 14年度の返還金単価は、1食当たり学生1,000円、職員360円と不一致であり、不可解である。1食1,000円の返還は原価に比べて戻しすぎではないか。 15年度から返還金300円に変更しているが、権限、根拠、責任を明らかにする必要がある。</p>	<p>積算方法を再検討するとともに、後援会会則の中に給食会計を明記し、平成17年4月の後援会総会に会則改正等の提案をして、権限、根拠、責任等について明らかにすることとした。</p>

意見	改善措置
<p>(ウ)生活雑費会計 生活雑費会計の規約の不存在について 規約が存在せず、繰越金等の処分を誰がするのかといった権限も明確でなく、寮費の設定根拠も不明確である。</p>	<p>寮費については、過去の寮運営に必要な諸経費及び施設維持費を基に算出し、生活雑費会計に計上することとした。 また、生活雑費会計について、監査を受け、総会で報告するよう後援会会則の中に明記し、平成17年4月の後援会総会に会則改正等の提案をして、権限、根拠、責任等を明らかにすることとした。</p>
<p>責任所在不明の預金口座からの振替入金について 15年3月28日付けで本口座に「歴代積立金」の入金が2,822千円あった。平成2年11月15日に「群馬県立農林大学校教務課代表」口座からの入金である。 統合前から引き継がれてきた資金で、今回、表にして生活雑費会計に取り込まれた。 用途の記録が曖昧になっているので、今後資金の取扱いに十分注意する必要がある。</p>	<p>生活雑費会計については、後援会総会に予算の承認を諮り、その用途を明確にして、支出するよう改めることとした。</p>
<p>ウ 対策 (ア) 各会計共通の対策について 規約のない会計については、規約を作成し責任、権限、報告の体系を明確にする。</p>	<p>同窓会及び後援会以外の規約のない会計については、関係者と協議を行い、監査を受け、総会で報告するよう後援会会則の中に明記し、この会則改正案を平成17年4月の後援会総会に提案して改善を図ることとした。</p>
<p>会費等を原価に合わせたレベルに見直す。年度間の負担関係の見直しも行う。</p>	<p>積算方法を再検討し、会費等を原価に合わせたレベルに見直しするとともに、年度間の負担関係の見直しを行い、平成17年4月の後援会総会に諮ることとした。</p>
<p>学校徴収金に関する口座等について、すべて公にする。</p>	<p>後援会会計及び同窓会会計は会則により毎年、監査及び報告を実施している。 これ以外の会計については、監査を受け、総会で報告するよう後援会会則の中に明記し、平成17年4月の後援会総会に会則改正等の提案をして改善を図ることとした。</p>
<p>県費で負担すべき範囲、受益者負担の範囲を明確化する。</p>	<p>農林大学校のあり方の中で検討するとともに、後援会会則の中に受益者負担を明記するなど、負担区分を明確にすることとした。</p>
<p>(イ)歳入歳出外処理の対策について 自治会費、後援会費、同窓会費については決算報告が行われているが、それ以外の諸経費については学内のみの収支計算となっていて公表されていない。 県の財務収支に取り込むことが困難であっても、学生を含めた関係者に公表すべきであり、県の検査対象にすべきである。</p>	<p>自治会費については、収支決算報告を学生に対して実施しており、振込口座等一式を自治会役員に引継ぎ済みである。 後援会費は毎年、入校式当日の後援会総会で、また同窓会費は榛の木祭(学校祭)当日の同窓会総会にて決算報告済みである。 これ以外の会計については、監査を受け、総会で報告するよう後援会会則の中に明記し、平成17年4月の後援会総会に会則改正等の提案をして改善を図ることとした。</p>

意見	改善措置
<p>(2) 公開講座実費徴収の歳入歳出外処理について 平成14年度の収支概要は、収入163千円・支出130千円・残金33千円であったが、その収支は県の歳入扱いとせず歳入歳出外処理しているが、県の会計への取り込みを検討する必要がある。</p>	<p>参加者の実費負担であるため、予め講習会負担金として定額を納付させることは困難である。そのため参加者に教材費の内訳を示して理解を求め、残金を出さないで運営処理をすることとした。</p>
<p>7 群馬県立農林大学校のあり方について 開学当時の社会状況と環境が激変しており、特に農業の担い手(後継者)育成という第一義的な目的だけでは農林大学校の存続が危ぶまれる状況である。このような中で、次の事項について見直しが必要である。</p>	<p>農林大学校のあり方については、外部委員を核とする「農林大学校改革に関する懇談会・農林大学校教育懇談会」等による数年に亘る検討結果を踏まえ、平成15年度から今の形でスタートし、現在その効果を検証しているところである。 しかし、平成16年度においても、入学者の増加傾向は見られたものの、定員には達していない状況である。 このため、平成16年度当初から、担当課及び農林大学校による「農林大学校に関する改革検討会議」を設置し、学生定数、学部組織の見直し、カリキュラムの再編、寮教育のあり方、研修部の方向等について、再度内容の検討を進めている。この検討内容については、平成16年度中に開催予定の農林業実践者、農林業関係団体代表者、高等学校代表者、同窓会・卒業生代表者及び学識経験者の14名の委員から成る「農林大学校教育懇談会」の意見も聴きながら具体的な方向を決定していきたい。 なお、予算、人事にかかわる部分については、具体的な編成作業の中で検討を進める。</p>
<p>(3) 農林大学校のあり方について ア 定員割れについて 現状に合わせた適正規模に定員を見直し、群馬県の特徴に合わせた学科の再編が必要である。また、試験研究機関と連携してより実践的な応用技術等の修得をさせる方法の検討や人気のある研修部の見直しに重点を移すことも必要ではないか。</p>	<p>定員・学科・研修部の見直しについては、平成15年度からスタートした新体制の成果を検証し、その結果を見て検討を進めることとした。また、試験研究機関との連携については、学生の研修等を現在も進めているが、今後より一層強化することとした。</p>
<p>イ 寮制度について 制度の趣旨に基づき自治活動を助長するのであれば、自治活動費の収支についても自覚と責任を持たせるよう、自治活動の意味づけ、寮生指導に工夫を要する。また、全寮制が受験生の不安要因になっているとすれば、見直しを検討すべきである。</p>	<p>寮の自治活動については、平成14年6月1日から学生の管理に移行したが、より一層の活動強化が図られるよう指導することとした。 寮制度のあり方については、極めて教育効果が高いと報告されている事例もあるので、「農林大学校に関する改革会議」で今後さらなる検討を進めることとした。</p>
<p>ウ 教育を前提にした人事体制の検討について 定期人事異動にあたっては、農業改良普及員という純粋に技術的な観点から3年程度の短期間で行われているが、学校教育又は学校</p>	<p>人事異動にあたっては、極力技術水準の高い職員を配置するとともに、配属職員には積極的に教育研修等へ派遣し、教育水準の確保を図ることとした。</p>

意見	改善措置
<p>運営という特殊要因を考慮した対応が望まれる。</p>	
<p>エ 収支計算の開示、説明責任について 県の一般会計と諸経費相当分の別会計でそれぞれ収支計算が行われている。教育にどれだけの県費が投入されているか理解するためにも、全体の収支計算書を作成する必要がある。また、行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関する説明責任がある。</p>	<p>諸経費については、全ての会計を後援会に引き継ぎ、同窓会会費及び自治会費と同様、各団体に収支の管理をすることとした。 県の一般会計については、議会を通して報告している。 また、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として、農業を担うべき者に対する必要な農業経営や技術・知識を修得させる研修教育を通し、本県の農林業振興の中核的役割を担う人材の育成の場として、より一層の機能強化を図ることとした。</p>
<p>オ 農林大学校のあり方について 農林大学校は、農林業環境の激変、市況の低迷及び県予算の逼迫等の要因を考慮すると、定員の大幅な見直し、学科の大幅な再編を含めた大変革を必要としている。また、地方独立行政法人法の基本理念である「公共性」「透明性」「自主性」の確保は、県の運営する大学校としては当然の責務である。</p>	<p>大学校のあり方については、平成16年度開催予定の「農林大学校教育懇談会」等意見を聞きながら検討を進めることとした。 また、本校の設置目的である農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設としての目的に添って、学校改革のさらなる向上を図ってまいりたい。</p>